【高額医療費について】

限度額認定証を申請し、医療機関にご提示されますと、一定の負担額までのお支払いで済みます。 入院期間や適用区分によっては、高額医療費の限度額まで達しないこともございます。 (※お食事代、差額ベッド料、諸経費、クリーニング料等の保険外料金は別になります)

限度額認定証が発行されましたら、必ず当月中に窓口にご提示ください。

入院費は月末締めで計算します。<u>翌月のご提示になりますと、さかのぼっての限度額適用はできません</u>ので、 後日「高額療養費支給申請」のお手続きが必要です。

●70 歳未満の方●

≪国民健康保険の方≫

保険証と印鑑をご準備のうえ、各役場(区役所)にてお手続きください。

≪協会けんぽの方≫

全国健康保険協会各支部へのお問い合わせのうえ、お手続きください。【熊本支部:096-340-0260】

≪共済、組合、自衛官等の方≫

お勤め先の担当の方へお尋ねください。

●70 歳以上の方●

住民税非課税世帯、課税所得 145~689 万円の方はお手続きが必要です。 詳しくは 70~74 歳の方は各保険者へ、75 歳以上の方は役場(区役所)へお尋ねください。

【70 歳未満】

適用区分	自己負担限度額(月額)		
区分ア	1~3回目: 252,600 円+(総医療費-842,000 円)×0.01		
	4回目~: 140,100円	食事代:1食460円	
区分イ	1~3回目:167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01		
	4回目~: 93,000円	食事代:1食460円	
区分ウ	1~3回目:80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01		
	4回目~: 44,400円	食事代:1食460円	
区分工	1~3回目:57,600円/4回目~:44,400) 円 食事代:1食460円	
区分才	1~3回目:35,400円/4回目~:24,600円		
(住民税非課税)	食事代:~90日1食210円/91日~(長期該当お手続き後)1食160円		

【70 歳以上】

適用区分	自己負担限度額(月額)	
住民税課税所得 II (380 万以上)	1~3回目:167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	
	4回目~: 93,000円	食事代:1 食460円
住民税課税所得 [(145 万以上)	1~3回目:80,100+(総医療費-267,000円)×0.01	
	4 回目~: 44,400 円	食事代:1 食460円
住民税非課税 Ⅱ	24,600円	
	食事代:~90日1食210円/91日~(長期該当お手続き後)1食160円	
住民税非課税 I	15,000円	食事代:1食100円

【こども医療費について】

15歳以下のお子様の場合、こども医療費の対象の可能性があります。お住いの市町村の各役場(区役所)の、担当窓口までご相談ください。<u>(※市町村によって上限額や年齢の対象範囲が違います。)</u>